

例えば、痩せる効果があると称している食品の主たる成分が脱脂粉乳（牛乳から乳脂肪分及び水分を取り除いた物）であるのに別の食品であるかのように表示している場合。

- (3) 医学、薬学、栄養学等学問上、その食品に痩せる効果がないことが明らかになっているものではないか。

この場合に、この食品に痩せる効果があるかのように表示すれば不当表示になるおそれがある。

例えば、一般消費者の中には、大豆たんぱく（プロテイン）が減食中の栄養補助食品として用いられるので、これを摂取すれば痩せると誤解している人がいるが、大豆たんぱくには痩せる直接的な効果がないことは、学問上明らかなことである。

また同様に、ビフィズス菌にも痩せる直接適な効果がないことは学問上明らかなことである。

- (4) 痩せる効果があるか否かが、学問上明らかになっていない場合に次のような表示をしていないか。

当該食品に、痩せる効果があるか否かが、学問上明らかになっていないにも係わらず、痩せる効果が客観的に実証されたり又は、客観的な裏付けがあるかのように誤認される次の様な表示は、不当表示になるおそれがある。

ア 痩せる原因の表示について

結果的に痩せる場合があるとしても、当該食品の摂取以外の要因（減食、運動等）によるものではないか。

例えば、当該食品を摂取しても、実際には、減食、運動等を、伴わなければ痩せないものであるにもかかわらず、単に「飲むだけで痩せる」、「これを飲めば1日3食しっかり食べても太らない。」、「食事制限なしにぐんぐんやせる」、「今までとおりの生活、食事ができるので誰でも簡単に痩せられる。」、「運動は不要」等、その食品の摂取のみで痩せるかのような表示をしている場合。

なお、例えば、単に「つらい食事制限や厳しい運動の必要はありません。」、「わかりやすいダイエット指導書付き」等とのみ表示し、減食運動等が必要であることが不明瞭である場合も不当表示になるおそれがある。

イ 利用者の体験談について

利用者の体験談を自己の都合のよいように表示していないか。

(ア) 架空の体験談を表示している場合

例えば、痩せる効果があったという礼状を掲載しているが、これも架空の物である場合。

(イ) 利用者のその食品により痩せたと称する体験談のうち自己に都合のよい部分のみを掲載している場合。

例えば、体験談「・・・を飲んで3ヶ月で5kg痩せました。運動は、毎日、水泳を続けました。」とある場合にも係わらず、運動を行ったことは表示しないで、「3ヶ月で5kgやせた」と、痩せたことのみを表示している場合。

(ウ) 利用者のその食品により痩せる効果があったとする物が僅かで、多くは効果がなかったとしているのに、痩せる効果があったとする者のみの体験談を掲載している場合。

(エ) 関係者に特に依頼した体験談であるのに、一般の利用者の体験談であるかのように表示している場合。

ウ 著名人等の推薦について

著名人、専門家等の有識者又は団体の推薦を事実と反して表示していないか。

(ア) 推薦の事実がないにも係わらず、推薦を得ているかのように表示している場合。

(イ) 推薦が、その食品の痩せる効果を全面的に肯定しているのではないのに、そのうち、肯定部分のみを引用している場合。